

第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託に係る公募要領

第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託（以下「業務」という。）は、犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例第 12 条に基づく、犬山市協働プラザの運営を中心としたソフト事業を実施し、「活躍する多様な市民が地域社会を担う犬山市」を創造することを目的として、市民活動、地域活動、事業者、教育機関、個人などの、多様な人材による社会的活動の支援・促進及び多様な主体の協働を推進する事業です。

この度、民間事業者のノウハウを活用した事業提案を募集し、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱及び本公募要領に基づき、公募型プロポーザル方式で中間支援組織としてより優れた能力、資質を有する受託候補者を選定します。

記

1 事業に関する事項

- (1) 委託事業名
第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託
- (2) 事業内容
別紙「第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
(地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為による複数年契約)
※本事業の委託期間内における予算は、市議会にて承認されている。
- (4) 事業場所
犬山市民交流センター内犬山市協働プラザ（犬山市松本町四丁目 21 番地）
及び犬山市内

2 事業経費等

- (1) 委託料
提案上限金額は年額 16,027 千円（税込み）とする。
この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。
- (2) 委託料の支払い及び経理
委託料は前期、後期に分けて受託者からの請求により前払いで口座振替によって支払う。経理に関する帳簿等、必要な書類を整備すること。（書類については委託期間終了後 5 年間保存）年度毎に検査を行い、委託料の剰余分については市へ返還するものとする。

(3) 委託に関する留意事項

選定は、あくまで「受託候補者を選定」するものであり、契約を保証するものではない。また、契約をしない場合であっても、準備業務等に支出した費用について保証しない。

本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結するため、選定された受託候補者とは、結果の通知後、速やかに協議を行う。

また、契約する仕様については、受託候補者の提案内容を踏まえ、改めて協議の上作成する。

なお、業務の開始後、契約条項に従い、委託期間の満了日以前でも契約を解除することがある。

3 事業の実施方針及び成果指標

本業務では、公設民営の手法を取り入れることにより、行政の直営では成しえないより効率的で効果の高い施設運営や、柔軟な対応を行うことで、市内の多様な社会的活動を横断的に促進するという効果を見込んでいる。

したがって、受託者の企画運営によって、魅力、特色ある支援サービスの提供や、アウトリーチ型を基本とした情報提供及び地域住民との関係構築による課題やニーズの把握がなされ、多様なセクターの参加を得た対話の場づくりが可能となるものである。それにより、連携、協働による課題解決や、地域資源を活用した事業が各方面で展開されることを目指す。

特に第Ⅲ期となる本事業においては、これまで実施してきたフューチャーセッション@犬山の内容を対話の場づくり事業と改め、今後のまちづくりを担う人材の発掘・育成に力を入れるとともに、これまでより地域活動団体のニーズに寄り添った支援を行うことで、地域にさらに中間支援としての機能を定着させていくことを想定している。

なお、事業の実施においては、本業務が犬山市の公共事業であることに十分留意し、市の施策を理解の上、産業振興、男女共同参画社会の推進、環境保全などの各種事業に対し協力すること。また、文書処理、サービスなどは市の規定に準じると共に、全市域の市民利用への配慮を行うこと。

成果指標については、市が設定する数値を下記に示すが、原則として受託候補者を選定後、契約にあたって指標自体を含め改めて協議し、設定するものとする。

成果指標	数値目標		
年 度	R8	R9	R10
地域における地域課題の解決に向けた取組の件数	1	1	1
支援事業から生み出される新規事業件数	2	2	3
相談対応件数	90	90	90
地域資源のマッチング件数	30	30	40

4 応募に必要な資格

次の(1)～(8)を全て満たすこと。ただし、複数の団体から構成される共同事業体（コンソーシアム。以下「共同事業体」という。）の代表団体を除く構成団体（任意団体については代表者）については(2)～(8)を全て満たすこと。また、「5 共同事業体での応募」を参照すること。

- (1) 犬山市内に主たる事務所の所在地を有する任意団体であるか、愛知県内に主たる事務所の所在地を有する法人であること。また、本業務のスタッフとして犬山市に住所を有する者を半数以上採用する予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった日から3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者をいう。この規定にかかわらず、手続開始の決定後、新たに犬山市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者は該当しないものとみなす。
- (5) 実施事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は、それらの要件を満たすことが確認できる者であること。
- (6) プロポーザル参加意向申出書（犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱 様式第1）の提出期限の日から受託候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和2年3月30日締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 市町村税、都道府県税、及び国税のうち、犬山市が指定するものが未納でない者であること。

5 共同事業体での応募

共同事業体で応募する場合は、本要領に定める提出書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同事業体応募届出書（別紙様式第1-1）
- (2) 申請書等の提出及び契約締結の権限についての委任状（別紙様式第1-2）
- (3) 代表団体の権限、構成団体の責任割合、共同事業体からの脱退等に対する措置を示した書類（任意様式）

代表団体を除く構成団体（任意団体については代表者）は、「4 応募に必要な資格」の(2)～(8)を全て満たすこと。

また、単独で申請した団体が他の共同事業体の構成団体となることや、1団体が複数の共同事業体の構成団体となることは認めない。

事務連絡等は代表団体を通じて行うが、契約の締結に当たっては構成団体すべてを対象とするため、原則として構成団体の変更は認めない。

6 応募者の失格事項

応募者が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。また、すでに選定されている場合は、次点者と手続きを行うものとする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、受託候補者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (3) その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ア 提出書類に虚偽があったとき
 - イ 応募に必要な資格を失ったとき
 - ウ その他不正な行為があったとき

7 公募要領等の公表・配布

- (1) 配布日時
令和7年10月6日（月）～令和7年11月7日（金）（土日祝を除く）
9時から17時まで（12時から13時を除く）
- (2) 配布場所
〒484-8501
犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市役所 市民部 地域協働課 地域担当（本庁舎3階）
電 話 0568-44-0349（ダイヤルイン）
Eメール 010410@city.inuyama.lg.jp
※市ホームページからダウンロード可能（ページ番号 1009051）
（ホーム > 事業者向け情報 > プロポーザル > 第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託）

8 公募説明会の出席

応募者は、本プロポーザルの実施に関する説明会に参加申し込みの上、出席しなければならない。（代表者でなくても可）

- (1) 開催日時 令和7年10月20日（月） 10時～11時
- (2) 開催場所 犬山市役所 本庁舎 2階 206会議室
- (3) 内 容 応募にあたっての留意事項の説明及び質疑応答
- (4) 参加申込 10月17日（金）17時までに次の二次元コードから申込み。
(otetsuzuki(オテツヅキ))



9 質問書の提出

本要領等の内容について質問のある場合は、質問書（別紙様式第2）の提出ができるものとする。（ただし、質問内容は公募に関して必要な項目のみで、口頭による質問は不可とする。）質問内容及び回答については、令和7年10月31日（金）頃までに市ホームページ上にて公表する。

- (1) 提出期間 令和7年10月6日（月）～令和7年10月24日（金）
- (2) 提出方法 電子メールのみ。別紙様式にて入力、添付し、7(2)配布場所のメールアドレスへ送信。受付完了メールを確認すること。

10 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加意向について、下記書類を次のとおり提出しなければならない。共同事業体で応募の場合、「5 共同事業体での応募」に定める書類を提出すると共に、下記(2)～(6)は構成団体ごとに提出するものとする。ただし、代表団体を除く構成団体が任意団体の場合、(2)(3)については代表者のみで可とする。

犬山市で応募資格を満たすことが確認できた場合は、令和7年11月19日（水）頃までに提案資格確認結果の通知を行う。

- (1) 参加意向申出書（犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱 様式第1）
- (2) 納税証明書一式：写し可（直近1年分）及び納税に対する申告書（別紙様式第3）

※該当があるもののみ。任意団体の場合は、構成員全員のもの。

※納税証明書は、滞納がない旨の証明でも可とする。

ア 国税：法人税、消費税及び地方消費税〔納税証明書その3の3〕、所得税

イ 県税：事業税、県民税、自動車税

ウ 市税：市民税、軽自動車税、固定資産税

（但し、犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）第5条第2項に規定する資格者名簿に登録済である場合は不要）

- (3) 法人登記簿謄本（過去3ヶ月以内に発行されたもの）及び定款
※任意団体の場合は代表者の身分（身元）証明書（本籍地のある市町村で過去3ヶ月以内に発行されたもの）及び定款や会則等
- (4) 法人または任意団体の概要（設立経緯、提案書提出の日の属する事業年間に
おける事業計画、予算、事業報告及び過去3事業年度分の決算が分かる資料）
（任意様式）
- (5) 委託等の事業実績（過去3年間の国・県・市から受託した事業や補助を受けた
事業の事業名、事業内容、受託金額等。ない場合はその旨記載。）（別紙様式
第4）
- (6) 法人または任意団体の構成員名簿（役職、氏名、生年月日、住所を記載）

提出期限 令和7年11月7日（金）17時まで（必着）

提出先 7(2)配布場所に同じ。

提出方法 持参または郵送（持参の場合は、事前に電話予約し来庁）

1.1 提案書の提出

- (1) 10で応募資格が認められた場合は、提案書（犬山市プロポーザル実施方式
取扱要綱 様式第5）、企画提案書（別紙様式第5）を提出し事業提案を行う。
- (2) 提案書作成上の注意
 - ア 提出書類は、企画提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は
問わないが、手書きは不可とする。企画提案書に関しては、適宜記入欄を広
げて記入すること。
 - イ 提出書類の大きさは、添付書類も含めてA4縦の両面印刷とし、簡易に製
本すること。
 - ウ 添付資料として、次の書類を添付すること。
 - ・事業を実施していく上での組織図
 - ・配置予定人員の経歴書
 - ・各事業のつながり、進め方と、目指す成果の関係図
 - ・年間委託料に対する参考見積書（別紙様式第6）及び積算内訳書（任意様
式）
- (3) 提出期間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月10日（水）
16時まで（必着）
- (4) 提出先及び提出方法 10に同じ。
- (5) 提出部数 正本1部、副本（正本の写し）10部
- (6) その他 提出後において、記載内容の追加及び変更は不可とする。

1 2 選定方法

- (1) 第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者評価指針に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者審査委員会が、総合的に評価を行い、最も評価の高い受託候補者を犬山市が選定し、受託候補者に次ぐ順位の者を次順位候補者に選定する。なお、審査委員会は非公開とする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、提出書類に基づいて実施するものとし、追加資料の配布は認めない。ただし、提案書の範囲内で、プロジェクター等を使用した投影による説明、及び投影される資料の配布は可とする。当日使用する機材は市で用意するため、使用する場合は事前に連絡すること。詳細の日時及び場所については、別途応募者に文書で通知する。

開 催 日 令和8年1月15日（木）午後

開催場所 犬山市役所 本庁舎 2階 会議室

- (3) 配点は、重要度に応じ項目ごとに配点を行う。評価項目は、別紙「第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者評価項目配点表」参照のこと。
- (4) 第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者審査委員会の採点にて総得点が満点の6割に満たなかった場合は、応募者が1者又は、最高点であっても決定せず、受託候補者なしとして取り扱う。
- (5) なお、上記（1）で同点の応募者があった場合には、評価項目中の、「4 総合評価」の合計点が最も高い受託候補者を選定する。再度同点の場合は、同中「③まちづくりに関する活動実績」の点数で判定する。

1 3 選定結果の通知・公表

選定結果の通知については、令和8年1月末に応募者に対し書面で通知するものとし、併せて市ホームページ上にて公表する。

1 4 全体スケジュール（予定）

	日 程	内 容
1	令和7年10月 6日（月）	公募要領等のホームページでの開示及び配布
2	令和7年10月20日（月）10時～11時	公募説明会
3	令和7年10月24日（金）17時まで	公募要領等について質問受付
4	令和7年10月31日（金）頃	質問に対する回答
5	令和7年11月 7日（金）17時まで	参加意向申出書の提出
6	令和7年11月19日（水）頃	提案資格確認結果通知
7	令和7年11月26日（水） ～12月10日（水）16時まで	提案書の受付
8	令和8年1月15日（木）午後	プレゼンテーション及びヒアリング 審査
9	令和8年1月末	結果通知及び公表
10	令和8年2月～3月	契約締結、事業引継ぎ、準備等
11	令和8年4月1日（水）～	事業開始

1 5 その他

- (1) 提案書の作成等本公募への参加に係る費用は、各受託候補者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 応募書類の提出後の辞退は、プレゼンテーション及びヒアリング審査の前日まで可能とし、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (4) 応募書類等は、犬山市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、公開する場合がある。
- (5) 応募書類等の著作権は、応募者に帰属する。なお、当事業に関し公表する場合および本市が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (6) 応募書類等に含まれる著作権・特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負う。
- (7) 業務の全部又は仕様に定める場合を除く業務の大本となる部分（受付業務や受託事業者のノウハウを活かすべき部分など）や、個人情報扱う業務を第三者に再委託することはできない。また、再委託する場合は市の承認を得ること。
- (8) 受託候補者は、協議内容に基づき、令和8年2月27日（金）までに事業計画書（3年分）を市へ提出するものとする。
- (9) 契約期間の終了または契約の解除によって業務が終了し、その後を他の事業者が引き継ぐ場合は、次期運営事業者が円滑に事業を実施できるよう、受託者は協力するものとする。なお、引き継ぎ及び退去に必要な経費は、原則として受託者の負担とする。
- (10) その他本要領に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとする。

【提出書類一覧】

(1)参加意向申出書（提出期限 令和7年11月7日（金）17時まで）

提出部数 1部

No.	提出書類	備 考
1	参加意向申出書	犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱様式第1
2	納税証明書一式（※滞納がない旨の証明でも可）及び納税に対する申告書	写し可（直近1年分） 任意団体の場合は、構成員全員のもの別紙様式第3
3	法人登記簿謄本及び定款	過去3か月以内に発行されたもの 任意団体の場合は代表者の身分(身元)証明書
4	法人または任意団体の概要	任意様式
5	委託等の事業実績	別紙様式第4
6	法人または任意団体の構成員名簿	任意様式
7	共同事業体応募届出書	別紙様式第1-1（共同事業体のみ）
8	申請書等の提出及び契約締結の権限についての委任状	別紙様式第1-2（共同事業体のみ）
9	代表団体の権限、構成団体の責任割合、共同事業体からの脱退等に対する措置を示した書類	任意様式（共同事業体のみ）

※共同事業体での応募であり、代表団体を除く構成団体が任意団体の場合は、No. 2、No. 3 は代表者のみで可とする。

(2)提案書（提出期限 令和7年12月10日（水）16時まで）

提出部数 正本1部、副本（正本の写し）10部

No.	提出書類	備 考
1	提案書	犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱様式第5
2	企画提案書	別紙様式第5
3	事業を実施していく上での組織図	任意様式
4	配置予定人員の経歴書	任意様式
5	各事業のつながり、進め方と、目指す成果の関係図	任意様式
6	参考見積書及び積算内訳書	1年分の年間委託料として作成 参考見積書（別紙様式第6）、積算内訳書（任意様式）

令和 年 月 日

共同事業体応募届出書

犬山市長

共同事業体の名称		
代表 団 体	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
他 構 成 団 体	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
他 構 成 団 体	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

※適宜記載欄を消去又は追加すること。

令和 年 月 日

委任状

犬山市長

所在地
団体名
代表者

私は、第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託に係る公募に対する共同事業体の応募について、下記の者を代理人と定め、申請書等の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地
団体名
代表者

令和 年 月 日

質 問 書

犬山市長

所 在 地
団 体 名

第Ⅲ期犬山市協働プラザ運營業務委託に係る公募要領等について、以下のとおり質問します。

ページ	質問内容

※ページ欄には、「公募要領 P. ○」など、分かりやすく記入すること。

連絡先	氏名	
	電話	
	FAX	
	E メール	

令和 年 月 日

納税に対する申告書

犬山市長

所 在 地
団 体 名
氏 名

下記以外に納めるべき税はありません。

国 税	
県 税	
市 税	

添付資料 委託等の事業実績（団体名： ）

No.	契約日又は交付決定日	事業期間
	発注者又は補助団体名	金額（円）
	事業名	
	事業内容	
	年 月 日	
		円
	年 月 日	
		円
	年 月 日	
		円
	年 月 日	
		円

※適宜記載欄を消去又は追加すること。

企画提案書（団体名： _____ ）

1 基本方針
①中間支援の基本的な考え方 「犬山市における中間支援」をどのような考えのもと実施していくのか、基本的な方針を記入してください。
②本プロポーザルの趣旨理解及び施設コンセプト 協働プラザの運営にあたってのコンセプト、及び本提案のポイントを記入してください。
③施設の利用促進の方策 施設の利用促進の方策について記入してください。
④施策理解及び行政とのコミュニケーション 施設運営にあたっての行政各課との連携について記入してください。
⑤成果指標の設定 公募要領の「3 事業の実施方針及び成果指標」を参考として、成果指標の案を R8 年度～R10 年度ごとに理由と共に記入してください。
⑥利用者の意見徴収、評価 利用者からの意見徴収や運営の評価方法について、どのように実施していくか記入してください。

2 実施体制
①ガバナンス 施設運営や事業企画等について、組織としてどのように検討し、誰がどこまでを決定していくのか、記入してください。 ※組織図を添付してください。
②職員配置 受付業務や相談業務に配置する人員数及び配置時間等を記入してください。
③人材の資質及び地域との関わり 配置予定の人員について、氏名及び役割を記入してください。 ※それぞれの経歴書（犬山での活動の有無や、その内容も記入）を添付してください。
④外部との連携協力体制 他団体との連携協力体制について記入してください。

3 事業計画 本業務の仕様で定める各事業の実施手法、苦情対応及び個人情報保護のための方策、及び予算について、具体的に記載してください。 (必要に応じて記載欄を広げてください)
①受付及び情報発信
②相談・助言業務
③地域資源バンクの運用及びシェアリングエコノミーによる活用に関する業務
※予定する事業収入についても記載してください。
④対話の場づくり事業の実施
⑤地域活動の担い手育成事業
⑥自主事業及び人材育成
※予定する事業収入についても記載してください。
⑦苦情対応及び個人情報保護のための方策
⑧予算
※予定する事業収入も含めた、年間の事業収支全体を次の表に記載してください。 (必要に応じて行を追加してください)

【収入】

No.	項目	金額	備考
合計			

【支出】

No.	項目	金額	備考
合計			

4 総合評価
①短期、長期ビジョン 犬山市協働プラザにおける委託事業期間及びその後の長期的なビジョンについて、具体的に記載してください。
②各事業のつながり、進め方と、目指す成果の関係図 ※仕様書に記載する各事業間のつながりと、それぞれの進め方、及び目指す成果への連動性について、それぞれの関係性を図示した資料を添付してください。
③まちづくりに関する活動実績 まちづくりに関する活動実績を期間も含め、具体的に記入してください。

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

犬山市長

所在地
団体名
代表者

記

委託業務名	第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託
-------	-------------------

金 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

備 考

1. 金額の数字はアラビア数字を用いること。
2. 文字は正確に記載し、訂正・抹消等した箇所には押印すること。
3. 記載する金額は、1 年分の年間委託料とすること。
4. 積算内訳書を添付すること。(任意様式)
5. 仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。